

和歌山大学教職員組合

[内線]7989 [tel/fax]073-452-3671

[mail] wakumi@cypress.ne.jp

[HP]http://www.cypress.ne.jp/wakumi/

第3号 通算第61号2012年7月26(木)

不払い分給与の請求運動へのご参加を呼びかけます(再)

和歌山大学教職員の皆さん

7月の給与明細はご覧になったことと思います。それぞれに、大きなショックを受けられたのではないでしょうか。大幅な給与の減額が実施されています。

「くれない News」前号(7月 12 日発行)でお知らせしたように、大学は7月から、国家公務員の「給与特例法」に準ずる形で、本学教職員の給与を「減額して支給」する措置を強行しました。

5月以降、組合は教職員代表委員会(過半数代表)の皆さんとともに、この問題について 大学と懇談・交渉を繰り返してきました。しかし最終的に6月末の段階で、組合とも過半数 代表者とも合意することのないまま、大学は一方的に実施を「通告」してきました。これは、 明らかに労働契約法に違反する「労働者の合意なき不利益変更」であり、違法=無効です。

したがって組合は、7月給与からの「減額」は、本来支払われるべき賃金が不払いになっている状態だと理解しています。そこで、この「不払い」分を大学に請求する運動を、減額の対象となった全教職員(組合員でない方も含む)に呼びかけています。

7月20日の時点で、教育学部8名、経済学部7名、システム工学部5名、観光学部2名の皆さんが、早速この運動に加わることを名乗り出て下さっています。7月分の請求については月末に大学側に手交する予定ですので、まだ若干の時日があります。さらに請求者としてお名前を連ねてくれる方を増やし、今回の「減額」への異議申し立てを大々的に行いたいと考えています。参加申し込み書を再度お配りしますので、是非ご参加をお願いします。

(以下もぜひご一読ください→)

	キリトリセン	
不払い分給与の請求に参加します		
ご所属(学部 or 部局名):		お名前:

上記にご所属・お名前を記入の上、お近くの職組 box または組合事務所までご提出下さい。

本学執行部の「勇み足」? 他大学は多様な対応

組合との交渉の中で、大学側は今回の措置について「財源上の理由ではなく、文科省が『国家公務員に準じてやれ』という政治的圧力をかけてきている」と説明し、この圧力に「屈服して」実施すると言ってきました。しかし全大教に集められた情報によれば、他大学では機械的に「国家公務員に準じて」いないところも多々あります。本学をはじめ、国家公務員に準じて減額を実施したところでは、減額率は最低で4.77%、最高で9.77%ですが、他大学では以下のような対応になっています(以下カッコ内は減額率の最低〜最高をあらわす)。

減額率を圧縮した大学

島根大 (3.73% ~ 7.65%)、岡山大 (2.0% ~ 6.0%)、愛媛大 (2.86% ~ 5.86%)、新潟大 (1.77% ~ 6.77%)、筑波大 (3.389% ~ 6.836%)、神戸大 (率は不明だが圧縮)、宮崎大 (3.77% ~ 8.77%)、東京大 (1.05% ~ 4.31%)、京都大 (1.00% ~ 4.35%)

根拠も曖昧な文科省からの「圧力」を鵜呑みにして、機械的に国家公務員と同率の減額を行った本学執行部の措置は「勇み足」だったのではないでしょうか。

補正予算での「運営費交付金減額」は本当にあるのか? 何に使われるのか?

今回の給与減額の理由として大学側は、秋の補正予算で運営費交付金のマイナス補正が行われ、各大学から交付金が引き上げられるおそれが強いことを主張してきました。しかし、一旦成立した予算を特段の「新たな事情」なしにマイナス補正することは財政法上できないはずです。国家公務員の「特例法」は今年度予算成立前に成立しているので「新たな事情」にはあたりません。逆に、国立大学法人が率先して「自主的に」給与の「減額」を行えば、そのこと自体が「新たな事情」となり、交付金削減を許す理由になってしまうことが考えられます。減額措置を撤回し、本来の給与に戻すことが交付金削減そのものを防ぐ手立てにもなるのです。

政府閣僚が5月以降、国立大学法人、独立行政法人等に対して「国家公務員に準じた対応」を迫っていることは事実です。しかしその理由はこの間、「震災復興財源の確保」から、「景気対策」へといつの間にか変更されています。これは昨年度の震災復興予算が約40%(5.8兆円!)も未執行で残ってしまったことが明らかになったことによるものと思われます。民主党が掲げる「公務員人件費の2割削減」という方針を、この機に乗じて一部実行してしまおう、というのが今回の「交付金削減」「給与減額」騒動の正体なのです。

実は国家公務員よりも大幅な減額! (「くれない News」1号から一部再掲)

俸給表	級	減額率	俸給表	級	減額率	俸給表	級	減額率
役員	_	9.77%	一般職(一)	1, 2級	4.77%	教育職(一)	3, 4級	7.77%
一般職(一)	7級以上	9.77%	一般職(二)	1~3級	4.77%	教育職(一)	1, 2級	4.77%
一般職(一)	3~6級	7.77%	教育職(一)	5級	9.77%	医療職(二)	3~6級	7.77%

国家公務員は今回の「特例法」により、平均で7.8%の給与減となっています。しかし、上記の表に基づいた本学での給与減額は、対象教職員の月額で計算すれば、8.33%の減額になることが、団体交渉における組合の資料提供要請から明らかになりました。

他方で、大学側が想定している運営費交付金の削減額はおよそ 2.9 億円ですが、この額は本学事業費全体から見れば、約 4.2%に過ぎません。つまり、これほどの大幅な給与減額は財政面からは必要でないにも関わらず、大学側は「国家公務員に準ずることを強く要請されている」の一点張りで、私たちの給与を大きく減らそうとしているのです。

前述のとおり、他大学ではそれぞれの財政状況等に応じて減額率を圧縮した提案を行っているところが少なくありません。国立大学法人が、自律的な経営を行うことがたてまえであるなら、せめて今からでも、7月分「減額」を一旦私たちに返した上で、本学の財政分析に基づいた減額幅の圧縮、再提案をし直すべきです。

「大学教職員はまだマシな方だから…」と思っていませんか?

まず民間企業との比較で言えば、国家公務員は人事院勧告によって民間との「格差」が調査され、格差をなくす形での給与改定が行われて来ています。今回の「特例法」による減額は、この人勧による格差是正を超えての 7.8%減額ですから、民間よりも劣悪な給与になっていることは明らかです。大学については、そもそも同一業種の民間との比較がなされないまま、公務員の人事院勧告に「準拠」してマイナス改定がなされ、それに加えて今回の「減額」です。「民間はもっと厳しい」といった論理が成り立つはずがありません。

次に非正規・不安定就労の方との関係です。組合は従来から、より劣悪な条件で働く人がいるという理由で雇用条件を悪化させてしまえば、それは巡りめぐって、不利な就労をしている方の条件をさらに悪化させる口実となり、条件の劣悪化のスパイラルが起こる、ということを指摘してきました。本学の今回の「減額」措置にも同じことが言えます。7月から「減額」となるのはいわゆる「定数内」=正規雇用の教職員だけですが、それはそれ以外の教職員の雇用契約が年次契約になっているからに過ぎません。今回の「減額」をこのまま許してしまえば、新年度にはその余波は臨時職員等、本学給与規定の俸給表を基準に給与を決定されている全ての教職員に及ぶことになります。附属学校教員についても、大学は「県が下げれば下げる」と明言しており、全体として今回の「減額」措置の不当性を主張し、撤回させていかなければ、来年度には全ての教職員の不利益を招くことが目に見えています。

大学との交渉の過程で、組合は教職員の皆さんに今回の「減額」についてのご意見を募ってきました。その中で特に目立ったのは、若手の大学教員から寄せられた悲鳴です。

大学教員の多くは就職以前に大学院(博士課程)に在学しており、その時点で日本学生支援機構の奨学金を受給していた人がどの世代でも多いと思われます。しかし、現在30代以下の世代では、奨学金返還免除職の仕組みがなくなり、大学教員として就職するとほぼ同時に奨学金の返済が始まります。多い人では月に5~6万にものぼる奨学金の返済をしながら、年齢的には結婚や子育てといったライフイベントを迎える方も少なくないでしょう。そうした方から、この「減額」が行われたら本当に生活が逼迫するという悲痛な声が複数寄せられました。中には、本学に就職して日は浅いが、私立大学か民間の研究機関への移籍を本気で模索しなければ、という方もいらっしゃいます。簡単な試算でも、大学教員(講師)で今回の「減額」により可処分所得が月20万円を割り込む方が出てくることが予測されます。奨学金に加え他の負債などもある場合には、本当に深刻な生活難に見舞われるケースがあっても全く不思議ではありません。そこまで本学の給与水準は悪化しているのです。

国家公務員は訴訟提起、全大教も訴訟支援を決定

すでに国家公務員は、今回の「特例措置」を憲法違反(人勧制度から逸脱した一方的な不利益変更)として訴訟を提起し、裁判での争いを始めています。全大教も先日の定期大会で、組織として積み立ててきた資金のうち7500万円を、今回の「減額支給」に対する単組の訴訟支援に充てることを決定しています。当組合が法的措置に踏み切るかどうかは大学側の今後の出方等を見ながら検討していきますが、全国的にはかなりの確率で今回の措置をめぐって訴訟が提起される見通しです。

今回の給与減額を「おかしい」「困った」「情けない」と嘆いていらっしゃる方は決して少なくないはずです。しかし、理の通った当然の主張も、黙っていては通らない世の中です。 私たちとともに今回の不当な給与減額に「ノー」をつきつけませんか?

不払い給与請求運動への連名を、ぜひお願いいたします。今後も毎月、私たちの給与が戻るまで、しつこく大学に「請求」をつきつけていく予定です。